

議案第 4 6 号

前橋市固定資産評価審査委員会条例の改正について

令和 3 年 3 月 3 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

前橋市固定資産評価審査委員会条例（昭和 2 6 年前橋市条例第 3 0 9 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中第 4 項を削り、第 5 項を第 4 項とし、第 6 項を第 5 項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。